

甲欄

平成25年分

給与所得
退職所得

給料・手当等
に対する
所得税源泉
徴収簿

所属		職名		住所		(郵便番号)		氏名		(フリガナ)		整理番号									
										(生年月日 昭和 年 月 日)											
区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額											
										同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高					
1					0		0	0	0	扶養控除等の申告	控除対象配偶者		一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)		従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
											一般	老人			同居老親等	その他					
											当初有・無	当初有・無	当初人	当初人	当初人	当初人	当初人	・一般の障害者 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶(人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初人	有	
											月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人
2					0		0	0	0	有	控除対象配偶者		一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)		従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
											一般	老人			同居老親等	その他					
											当初有・無	当初有・無	当初人	当初人	当初人	当初人	当初人	・一般の障害者 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶(人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初人	有	
											月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人	人
3					0		0	0	0	有	控除対象配偶者		一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)		従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
											一般	老人			同居老親等	その他					
											当初有・無	当初有・無	当初人	当初人	当初人	当初人	当初人	・一般の障害者 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶(人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初人	有	
											月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人	人
4					0		0	0	0	有	控除対象配偶者		一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)		従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
											一般	老人			同居老親等	その他					
											当初有・無	当初有・無	当初人	当初人	当初人	当初人	当初人	・一般の障害者 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶(人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生	当初人	有	
											月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	人	人
給料・手当等										年	区分		金額		税額						
											給与・手当等		①	0	③	0					
											賞与等		④	0	⑥	0					
											計		⑦	0	⑧	0					
											給与所得控除後の給与等の金額		⑨	0	配偶者の合計所得金額						
											社会保険料等控除額	給与等からの控除分(②+⑤)		⑩	0	旧長期損害保険料支払額				(円)	
												申告による社会保険料の控除分		⑪	0	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額				(円)	
												申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑫	0	⑩のうち国民年金保険料等の金額				(円)	
											生命保険料の控除額		⑬	0							
											地震保険料の控除額		⑭	0							
											配偶者特別控除額		⑮	0							
											配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯	0							
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)		⑰	0																		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出年税額		⑱	0	(1,000円未満切捨て)																	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑲	0	⑲																	
年調年税額(⑱-⑲)、マイナスの場合は0		⑳	0	⑳																	
年調年税額(⑳×102.1%)		㉑	0	(100円未満切捨て)																	
差引超過額又は不足額(㉑-⑧)		㉒	0	㉒																	
賞与等										年	超過額の精算		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉔						
											未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉕								
											差引還付する金額(㉒-㉔-㉕)		㉖		0						
											同上のうち	本年中に還付する金額		㉗							
												翌年において還付する金額		㉘							
											不足額の精算		本年最後の給与から徴収する金額		㉙						
翌年に繰り越して徴収する金額		㉚																			
計		④	0	⑤	0	⑥	0	0	0												

◎この様式は、平成24年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算							
														区分	第1回	第2回	第3回			
														支給月日	.	.	.			
														社会保険料等控除後の賞与の金額 ①						
														①×1/6又は1/12 ②						
														②に対する月額表に定める税額 ③						
														算出税額 (③×6又は12)						
														支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算						
														区分	第1回	第2回	第3回			
														支給月日	.	.	.			
													社会保険料等控除後の賞与の金額 ①							
													①×1/6又は1/12 ②							
													②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ③							
													③に対する月額表に定める税額 ④							
													④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額 ⑤							
													算出税額 (⑤×6又は12)							
災害減税法による徴収猶予関係	申告書の受付月日			徴収猶予許可月日			徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額										
	月	日		月	日		自	月	日	至	月	日								
退職所得の税額計算	就職年月日	..	退職年月日	..	退職所得控除額の計算	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自	年	月	日	(年) ①	特定役員退職所得控除額の計算	特定役員等勤続年数	自	年	月	日	A	平成21~24年中の退職手当の有無等	
	役員就任年月日	..	役員退任年月日	..		上の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自	年	月	日	(年) ②		一般勤続期間	自	年	月	日			
	支払確定年月日	..	支給年月日	..		差引退職所得控除額 (①-②)	③	重復勤続年数	自	年	月		日	B	至	年	月	日		(年)
	退職区分	普通・障害	特定役員退職手当等の有無	有・無						特定役員退職所得控除額 (40万円×(A-B)+20万円×B)										
支給に関する申告書の提出	1	通常の場合	区分一般特定役員	支給金額	①	退職所得控除額	②	課税退職所得金額 ((①-②)×1/2) 又は(①-②)	③	③に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)										
	2	追加支給をする場合	区分一般特定役員	追加支給の金額	①	前に支給した退職手当	②	合計支給額 (①+②)	④	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤)	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③)								
						同上の徴収税額	③	同上の退職所得控除額	⑤	⑥に対する税額	⑦	前回、今回とも申告がないときは、①×20.42%								
	3	本年中に他から受けた退職手当がある場合	区分一般特定役員	支給金額	①	本年中に他から受けた退職手当	②	合計支給額 (①+②)	④	課税退職所得金額 ((④-⑤)×1/2) 又は(④-⑤)	⑥	①から徴収する税額 (⑦-③)								
						同上の徴収税額	③	同上の退職所得控除額	⑤	⑥に対する税額	⑦	申告がないときは、①×20.42%								
4	特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方を支給する場合			支給金額	①	一般退職手当等の金額	②	退職所得控除額	④	一般退職所得控除額 (④-⑥)	⑥	⑦に対する税額								
						特定役員退職手当等の金額(①-②)	③	特定役員退職所得控除額	⑤	課税退職所得金額 ((②-⑥)×1/2+(③-⑤))	⑦	申告がないときは、①×20.42%								

※ 種別 ※ 整理番号 ※

26 支払を受ける者 ※区分 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

A内 円 B円 C円 D円 E円 F円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

C有無等 円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

※ 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円

(摘要) 住居開始年月日 明大昭平 治正和成 年 月 日 配偶者の合計所得 ① 0円 新個人年金保険料の金額 ② 円

新生命保険料の金額 ③ 円 旧個人年金保険料の金額 ④ 円

旧生命保険料の金額 ⑤ 円 旧長期損害保険料の金額 ⑥ 0円

16歳未満 扶養親族 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 特別 一般 特別 寡夫 勤労学生 中途就・退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

25 年 月 日 * 0 0 0

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

給与支払報告書

(個人別明細書)

(市区町村提出用)

※ 種別 ※ 整理番号 ※

26 支払を受ける者 ※区分 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

A内 円 B円 C円 D円 E円 F円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

C有無等 円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

※ 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円

(摘要) 住居開始年月日 明大昭平 治正和成 年 月 日 配偶者の合計所得 ① 0円 新個人年金保険料の金額 ② 円

新生命保険料の金額 ③ 円 旧個人年金保険料の金額 ④ 円

旧生命保険料の金額 ⑤ 円 旧長期損害保険料の金額 ⑥ 0円

16歳未満 扶養親族 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 特別 一般 特別 寡夫 勤労学生 中途就・退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

25 年 月 日 * 0 0 0

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

給与支払報告書

(個人別明細書)

(市区町村提出用)

平成 25 年分

給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 ※区分 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

A内 円 B円 C円 D円 E円 F円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

C有無等 円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

※ 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円

(摘要) 住居開始年月日 明大昭平 治正和成 年 月 日 配偶者の合計所得 0円 新個人年金保険料の金額 円

新生命保険料の金額 円 旧個人年金保険料の金額 円

旧生命保険料の金額 円 旧長期損害保険料の金額 0円

16歳未満 扶養親族 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 特別 一般 特別 寡夫 勤労学生 中途就・退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

25 年 月 日 * 0 0 0

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

整理欄 ① ②

(税務署提出用)

平成 25 年分

給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 ※区分 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

A内 円 B円 C円 D円 E円 F円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

C有無等 円 G円 H円 I円 J円 K円 L円 M円 N円 O円 P円 Q円 R円

※ 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 介護医療保険料の金額 円

(摘要) 住居開始年月日 明大昭平 治正和成 年 月 日 配偶者の合計所得 0円 新個人年金保険料の金額 円

新生命保険料の金額 円 旧個人年金保険料の金額 円

旧生命保険料の金額 円 旧長期損害保険料の金額 0円

16歳未満 扶養親族 未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 特別 一般 特別 寡夫 勤労学生 中途就・退職 受給者生年月日

就職 退職 年 月 日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

25 年 月 日 * 0 0 0

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

(受給者交付用)

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(平成25年分)
(平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第三)

賞与の金額に 乗すべき率	甲																乙		
	扶 養 親 族 等 の 数																		
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人	16 人	以上未 満	以上未 満
前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																			
以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上未 満	以上未 満
%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	千円	千円
0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0
2.042	68	2.042	94	2.042	133	2.042	171	2.042	210	2.042	243	2.042	275	2.042	308	2.042	341	2.042	372
4.084	79	4.084	243	4.084	269	4.084	295	4.084	300	4.084	300	4.084	333	4.084	372	4.084	408	4.084	444
6.126	252	6.126	282	6.126	312	6.126	345	6.126	378	6.126	406	6.126	431	6.126	456	6.126	481	6.126	506
8.168	300	8.168	338	8.168	369	8.168	398	8.168	424	8.168	450	8.168	476	8.168	502	8.168	528	8.168	554
10.210	334	10.210	365	10.210	393	10.210	417	10.210	444	10.210	472	10.210	499	10.210	527	10.210	555	10.210	583
12.252	363	12.252	394	12.252	420	12.252	445	12.252	470	12.252	496	12.252	525	12.252	553	12.252	582	12.252	610
14.294	395	14.294	422	14.294	450	14.294	477	14.294	504	14.294	531	14.294	559	14.294	588	14.294	617	14.294	645
16.336	426	16.336	455	16.336	484	16.336	513	16.336	543	16.336	574	16.336	604	16.336	632	16.336	661	16.336	690
18.378	550	18.378	550	18.378	550	18.378	557	18.378	592	18.378	622	18.378	652	18.378	683	18.378	714	18.378	745
20.420	668	20.420	689	20.420	710	20.420	730	20.420	751	20.420	771	20.420	792	20.420	812	20.420	833	20.420	854
22.462	714	22.462	738	22.462	762	22.462	786	22.462	810	22.462	834	22.462	859	22.462	884	22.462	909	22.462	934
24.504	750	24.504	775	24.504	801	24.504	826	24.504	852	24.504	879	24.504	902	24.504	925	24.504	949	24.504	973
26.546	791	26.546	817	26.546	844	26.546	872	26.546	898	26.546	922	26.546	947	26.546	971	26.546	996	26.546	1020
28.588	847	28.588	876	28.588	901	28.588	925	28.588	949	28.588	973	28.588	997	28.588	1,021	28.588	1,045	28.588	1,069
30.630	910	30.630	936	30.630	962	30.630	987	30.630	1,013	30.630	1,038	30.630	1,064	30.630	1,089	30.630	1,115	30.630	1,140
32.672	997	32.672	1,003	32.672	1,031	32.672	1,058	32.672	1,086	32.672	1,113	32.672	1,140	32.672	1,168	32.672	1,196	32.672	1,224
35.735	1,337	35.735	1,362	35.735	1,386	35.735	1,410	35.735	1,435	35.735	1,459	35.735	1,484	35.735	1,508	35.735	1,533	35.735	1,557
38.798	1,551	38.798	1,579	38.798	1,607	38.798	1,636	38.798	1,664	38.798	1,692	38.798	1,720	38.798	1,749	38.798	1,777	38.798	1,806
40.840	1,735	40.840	1,767	40.840	1,799	40.840	1,830	40.840	1,862	40.840	1,894	40.840	1,925	40.840	1,957	40.840	1,989	40.840	2,020

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。
 また、「賞与の金額に乗すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4に該当する場合を除きます。)
 (1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。
 (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含む、4に該当する場合を除きます。)
 (1) その人の前月中の給与等の金額から前月の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年 3 月31日財務省告示第115号第 3 項第 1 号イ(2)若しくはロ(2)又は第 2 号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 1 から 4 までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。